

生活協同組合コープおきなわ「コープリフォーム積立制度」利用約款

1. 目的

本契約は、生活協同組合コープおきなわ(以下「生協」という)のコープリフォーム積立制度(以下「リフォーム積立」という)の利用に関する事項を定めたものです。

2. 定義

本約款での「リフォーム積立」とは、生協が、組合員におけるリフォーム工事等の急な出費に対する不安に備えるために創出した、コープハウジング事業の利用を目的とした積立制度です。

3. 積立制度の申込み

- (1)「リフォーム積立」は、生協の組合員とその家族が利用することができます。
- (2)「リフォーム積立」の利用は、「コープリフォーム積立登録・変更申込書」に記入して生協に申し込みます。
- (3)生協の支払いについて口座登録のない組合員およびクレジット払いの組合員は、積立制度の利用はできません。
- (4)生協は登録内容を確認の後、「コープリフォーム積立登録証」を発行します。

4. 「リフォーム積立金」の払い込み方法と積立金上限額

- (1)「リフォーム積立」の積立金(以下、「リフォーム積立金」という)の支払い方法は、毎月払いまたは一時払いのいずれかを選択することができます。
- (2)毎月払いは月額1,000円、3,000円、5,000円・10,000円(4コース)とし、一時払いは40万円を1口として、最大5口200万円まで1口単位で支払うことができます。
- (3)リフォーム積立の支払いは、毎月13日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に生協登録口座から引き落としによる方法で行います。13日に引き落としができなかった場合は、26日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に再度引き落としを行います。万が一26日も引き落としができなかった場合は、翌月に2ヶ月分の引き落としはしません。
- (4)リフォーム積立金の組合員1人の積立上限額は、200万円とします。
- (5)リフォーム積立金が200万円に到達した時点で積立金の引き落としは休止します。
- (6)上限まで達した組合員が積立金を使用し200万円を下回った場合は、組合員は再度200万円に達するまで積立金の支払いを再開できます。
- (7)リフォーム積立金に利息はつきません。

5. リフォーム積立残高のお知らせ

- (1)生協は、「リフォーム積立」の利用登録者(以下、リフォーム積立登録者)に対して事業年度毎に年1回積立残高の通知を行います。
- (2)前項の積立残高の通知を受け取った積立登録者は、速やかにその内容を確認し、万が一その内容に異議がある場合には、15日以内に生協に申し出るものとします。

6. リフォーム積立金の利用

- (1)リフォーム積立金は、コープハウジングに支払いが発生する工事にご利用いただけます。
- (2)リフォーム積立金はハウジング事業全般(増築・改築・改装・修繕・クーラー清掃・ハウスクリーニング、水タンク清掃、シロアリ防除)にご利用いただけます。
- (3)リフォーム積立金をコープハウジング工事に利用する場合は、「コープリフォーム積立充当・解約申込書」に記入して手続きを行います。
- (4)コープハウジングの利用額がリフォーム積立金を上回る場合は、利用額から積立金の積立額を差し引いた残金を積立登録者に請求します。コープハウジング工事を利用した後も、積立登録者本人から解約

申込みがあるまでは、積立金の支払いは継続します。ただし積立登録者本人の死亡が確認された場合は、生協による積立金の引き落としは休止いたします。

- (4)リフォーム積立登録者本人が死亡した場合は、喪主または遺族による「リフォーム積立充当・解約申込書」の記入が必要となります。

7. 積立制度の特典

- (1)積立登録者は、以下の特典を受けることができます。
 - ①コープハウジングを利用された場合、システムキッチン・システムバス・洗面化粧台・温水洗浄便座等の住宅設備機器に、メーカー保証1年～2年を延長し5年間保障いたします。
 - 保証期間はメーカー保証期間と延長保証期間を合わせて5年間です。
 - 保証対象は上記住設機器の付属商品(レンジフードやガスコンロ等)を含め対象とします。
 - 経年劣化に伴う変色、使用に伴う摩耗や外観変化等は対象となりません。

8. 積立制度の解約およびリフォーム積立金の返金手続き

- (1)積立登録者に以下の事情が生じた場合、生協は「リフォーム積立充当・解約申込書」にて解約手続きを行います。
 - ①積立登録者が生協を脱退した場合
 - ②積立登録者本人が死亡した場合
 - ③生活に困窮するなど、やむを得ない事情がある場合
- (2)解約の際の手数料はいただきません。
- (3)解約の手続きは、(1)の①、③の場合は、積立登録者本人またはその法定代理人が行います。また、(1)の②の場合は、積立登録者の法定相続人が、生協の出資金の返金に準じた方法にて行います。
- (4)積立制度を解約する場合、積立登録者は、「コープリフォーム積立登録証」を生協に返却するものとします。
- (5)積立制度の解約手続き終了後、生協はすみやかに、積立登録者の生協登録口座もしくは指定口座にリフォーム積立金の返金を行います。

9. 積立制度による権利義務の承継と損失

- (1)積立制度の利用に基づく権利義務は、他人に譲り渡すことはできません。
- (2)積立登録者が死亡した場合は、死亡日の翌日をもって生協の法定脱退が成立するので、積立登録者たる地位の継承(受け継ぎ)はできません。
- (3)リフォーム積立金の残高が0円となり、積立を継続しない場合、「コープリフォーム積立登録証」を返却します(積立会員資格損失)

10. 個人情報の取得・利用

- (1)生協は、個人情報保護法および生協の自主基準である「個人情報保護基本方針」にもとづき規約規程を定め個人情報の適切な保護管理に努めます。お預かりした個人情報は以下の目的のために利用させていただきます。
 - ①リフォーム積立残高の管理、通知の送付
 - ②リフォーム積立に関する問い合わせ対応や連絡
 - ③生協からのお知らせ
- (2)リフォームの業務を委託する場合、個人情報を委託することがあります。その際の個人情報の取り扱いについては、生協が責任を持って管理します。